



子どもが駆け込んできたときの対応

※子どもが駆け込んできたら、まず家の中に入れて保護してください。
 犯人が後を追いかけてくる可能性もありますので、一般家庭の場合は家の中に入れ、危険防止のため鍵をかけてください。
 コンビニ等の商店の場合は、事務所・バックヤードに保護し、子どもを安心させてください。

1 まず自分が落ち着く

話を聞く側があわてたり興奮したりしないよう、まず自分が落ち着いて子どもの話を聞いてあげてください。

2 子どもを落ち着かせる

「もう大丈夫。」などとやさしく声をかけたり水やジュースを飲ませたりして、子どもを落ち着かせることが大切です。



3 子どものケガの有無の確認

もしケガをしているようなら、応急手当をし、必要な場合は救急車を要請してください。



4 子どもから話を聞く

裏面の聞き取りメモを利用して、子どもから話を聞いてください。

★子どもから話を聞くときのポイント

- ・静かな場所で話を聞く。(落ち着いた雰囲気をつくる)
- ・椅子にかけさせるなどして子どもと同じ目線で話す。
- ・子どもの体調に気を配る。(お腹空いている、トイレに行きたい等)
- ・子どもの判断の参考になるような具体的な例を挙げて尋ねる。
- ・子どもにわかりやすくゆっくりと話す。(強い口調は控える)
- ・無理に答えを聞かない。(わからないことを何度も尋ねない)

※緊急の場合は、110番通報をしながら話を聞いてください。

5 110番通報する

「子ども110番の家」であることを告げ、あなたの住所、店名、氏名等を伝えてから聞きとり内容を順序よく話してください。



6 警察等が到着するまで待つ

110番通報により、できるだけ早く近くのパトカーや警察官が駆けつけますので、家の中で子どもを待たせてください。
 警察官が到着したら、事情を説明してください。



聞きとりメモ

1 何があったか

- ・連れ去り (腕をひっぱる、車に乗せようとする等)
- ・わいせつ (体に触れる、抱きつく等)
- ・声かけ (お菓子や物を買ってあげる、遊びに行こうと言う等)
- ・つきまとい (追いかける、立ちふさがる等)
- ・その他 ()

2 いつ

時 分頃

3 どこで

場所：
目標物：

4 犯人(不審者)は

男・女 () 人 年齢 () 才くらい
身長 () くらい 体格 (肥満・ふつう・痩せ)
服装 上 () 下 ()
その他の特徴 (メガネ・サングラス・ヒゲ・帽子・マスク)
その他 ()
逃走手段 (徒歩・自転車・オートバイ・車)
車のタイプ () 色 () ナンバー ()
その他車の特徴 (ドアの数 (2ドア・4ドア) ハンドルの位置 (右・左))
逃走方向 ()

5 子どもは

住所：
氏名： 電話番号：
学校名： 小・中・高 年

車種



色



110番通報要領

警察本部の通信指令室の係官が応答しますので、「子ども110番の家」であることを伝え、あせらず落ち着いて係官の質問に答えてください。事件の内容を伝え、あなたの住所、氏名、電話番号を教えてください。

※事件の疑いがない場合でも、思いやりをもって子どもたちに接してあげてください。状況によっては、一時的に場所を提供、保護者・学校等へ連絡、救急車の手配など、具体的に行動し問題を解決してあげてください。

病気・ケガをしている場合

子どもたちがケガや病気で駆け込んできた場合は、状況によっては119番に通報して救急車を要請してください。

110番通報と同様、あせらず落ち着いて係官の質問に答えてください。

※ケガの場合

ケガの部位、程度
ケガの原因

※病気の場合

症状

また、応急処置をとった場合はその旨も教えてください。

各警察署の電話番号

大津警察署	077-522-1234
草津警察署	077-563-0110
守山警察署	077-583-0110
甲賀警察署	0748-62-4155
近江八幡警察署	0748-32-0110
東近江警察署	0748-24-0110
彦根警察署	0749-27-0110
米原警察署	0749-52-0110
長浜警察署	0749-62-0110
木之本警察署	0749-82-3021
高島警察署	0740-22-0110
大津北警察署	077-573-1234

事件の通報は110番・ケガがあるときは119番

最寄りの()交番・駐在所(- -)

最寄りの()小学校(- -)

子どもを痴漢・誘拐等の犯罪から守るためのポイント

★ 子どもの5つの約束

- 1 一人では遊ばない
- 2 知らない人にはついていかない
- 3 連れて行かれそうになったら大きな声で助けを呼ぶ
- 4 誰と、どこで遊ぶか、何時に帰るか、お家の人に言ってから出かける
- 5 お友達が連れて行かれそうになったら、大人の人にすぐ知らせる



★ 保護者の方へ

- ・日頃から子どもに「5つの約束」を言い聞かせる
- ・子どもが遊びに行くときは、門限の時間を決め行き先を確かめる
- ・「子ども110番の家」「子ども110番の店」の場所を子どもと一緒に確認したり、どのように助けを求めるかを教える
- ・人通りの少ない場所や危険な場所を子どもと一緒に確認し「危険な場所には近づかないように」教える
- ・子どもの姿が見えなくなったり、帰宅時間に帰らない時は、すぐに警察に届ける
- ・子どもに防犯ブザー、ホイッスルを持たせる



★ 地域の方へ

- ・公園、空き地等人通りの少ない場所で一人遊びをしている子どもを見かけたら「一声かけて」注意する
- ・不自然な子ども連れを見かけたときは警察に通報する
- ・日頃から子どもの行動に関心を持ち、見かけない不審者がいたら110番通報する。



★ 防犯対策

- ・地域内における事件・事故等の発生状況の把握と分析
- ・学校教職員、PTA、地域安全指導員、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に係る自主活動団体等との合同防犯パトロールの計画、実施
- ・防犯灯の点検
- ・市町など関係機関に対する防犯灯の増設要請
- ・学校の校庭や校門、通学路への防犯灯や防犯ベルなどの整備要請
- ・死角のない公園の設置等犯罪に強い環境設計の要請
- ・子ども、保護者を対象とした防犯教室等の開催